

公益財団法人日本建設情報技術センター入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本建設情報技術センター（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費納入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の個人又は団体とする。

一般賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

特別賛助会員 建設分野の発展に明らかな貢献が認められる個人若しくは団体としてこの法人の理事が推薦したもの、又はこの法人の事業に賛同する国若しくは地方公共団体

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体（法人及び地方自治体を含む）は、この法人所定の入会申込書（第1号様式）に所定の事項を記入し、必要に応じて入会希望者の名刺、団体のパンフレット等の入会希望者の所在及び連絡先が確認できる資料を添付して提出しなければならない。

2 入会の可否は、代表理事が決定する。

(理事会への報告)

第4条 代表理事は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 一般賛助会員及び特別賛助会員の入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 入会金は、1万円とする。

(2) 年会費は、個人又は法人の種別に応じて、次の区分による。

①個人会員 1口 5,000円

②法人会員 1口 12万円

2 会員は、入会時に入会金及び希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 会員は、会員となった年度の翌年度以降はこの法人所定の方法により当該事業年度分の年会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。

4 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割とすることができる。

5 前4項の規定にかかわらず、会員の財務状況その他の諸般の事情を斟酌し、一般賛助会員については、代表理事の承認に基づき入会金及び会費の一部減額の措置をうけることができるものとし、特別賛助会員については、代表理事の承認に基づき入会金及び会費の納入を免除されることができるものとする。

(会費等の使途)

公益財団法人日本建設情報技術センター入会及び退会に関する規程

第6条 前条の入会金及び会費は、その半額を公益目的事業に使用し、半額を公益目的事業以外に使用するものとする。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 会員を除名するときには、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 前条第1項により除名される場合の他、会員が、次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が、退会届（第2号様式）をこの法人に提出して、任意に退会するとき。
- (2) 会員が、この財団からの会費請求に対して正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

2 前条第1項及び前項に該当する場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が運営するHPの会員紹介ページに無償で掲載されることができる。
- (2) この法人が発行する会報の電子データ版の無償配布を受けることができる（入会時に届け出たメールアドレス宛てに会報の電子データ版を送付する方法により提供）。
- (3) この法人が発行するメールマガジンに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に必要な事項は代表理事が別に定めるものとする。